

山口県報

令和元年
12月13日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一
- 山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一
- 山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………二
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………五
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………五
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………六
- 換地処分届出(都市計画課)……………六
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………六
- 公告
契約の締結(厚政課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………七
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………七
- 公安委規則
金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一二

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



令和元年十二月十三日

山口県規則第十七号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十六条の四第二項に次の一号を加える。

三 県及び市町以外の者にあつては、前条第一号イ及びロのいずれにも該当しない旨を説明する書類

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十八号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な利用を確保する仕組みが講じられているものにあつては、当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第五条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第七条第二項第二号及び同条第四項第一号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第二十条第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
第二十一条第二項に次の一号を加える。

三 県及び市町以外の者にあつては、前条第一号イ及びロのいずれにも該当しない旨を説明する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第一号イの改正規定及び第二十一条第二項に一号を加える改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

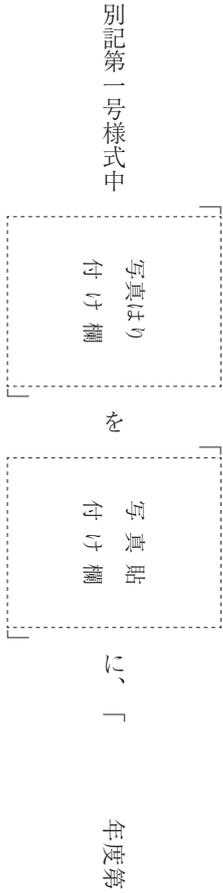
山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十九号

山口県家畜人工授精師養成講習会規則の一部を改正する規則

山口県家畜人工授精師養成講習会規則（昭和三十六年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「第十七条第二項各号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条とする。



回山口県家畜人工授精師養成講習会」を「 年度山口県家畜人工授精師養成講習会」に改め、

「後見開始若しくは保佐開始の審判又は準禁治産の宣告を受けているかどうか。」	1 いる。	2 いない。
---------------------------------------	-------	--------

「第十七条第二項各号」を「第十七条第一項各号」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様の注一中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、「回注」を削り、「回注」を

を削り、

回注とする。

別記第一号様式中「 年度第 回山口県家畜人工授精師養成講習会」を

年度山口県家畜人工授精師養成講習会」に改める。
 附 則
 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。



山口県告示第二五五五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年十二月十三日から令和二年一月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 日本化薬株式会社
 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
 所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N ³ /分)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七―ヌ	二五	令和二、 一、二〇	令和二、 一、二七	令和二、 三、一
〃	一五	〃	令和二、 一、二七	連 続 二 四 時 間
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二七―ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	濃 縮 施 設				凝 集 沈 殿 施 設			
	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	六	〃	二〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇	二〇
	六	〃	二〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇	二〇
	六	〃	二〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇	二〇
	六	〃	二〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇	二〇
	六	〃	二〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一五〇	二〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	年工事着手予定 年月日	年工事完成予定 年月日	年使用開始予定 年月日
製鉄筋コンクリート	〃	一、二〇〇	沈殿	連続	二四時間	〃	(既)		(設)
〃	〃	四二〇	中和	〃	〃	〃			
〃	〃	三三〇	凝集沈殿	断続	八時間	〃			
ステンレス製	〃	三〇	濃縮	連続	二四時間	変動なし			

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)
〃	三	一〇	五〇	一、七〇〇
二七一ヌ	五	〇〇	一〇〇	二〇〇
〃	三	一〇	五〇	一、七〇〇
〃	三	一〇	五〇	一、七〇〇
〃	三	一〇	五〇	一、七〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

まで及び宇部市大字善和字大谷三三二の一地先から同大字字下瀬戸原二六五の三地先まで	新	最狭 九・〇 及び 二九・〇 ・〇 三二・〇 ・〇 四四・〇 及び	五九五・〇 及び 五六〇・〇	ダブルウェイ
--	---	--	----------------------	--------

山口県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十二月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四九〇号	宇部市大字善和字大谷三三二の一地先から同市 同大字字下瀬戸原二六五の三地先まで	令和元年十二月十三日

山口県告示第二百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、周南都市計画事業下松市中部土地区画整理事業施行者下松市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分の年月日
令和元年十月一日
- 二 換地処分の内容
令和元年九月十日認可された換地計画のとおり

山口県告示第二百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡田布施町大字波野字末国六一六の七	六・〇	二八・六	令和元、二九



(一九二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 二百五十八万七千五百二十一キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年十一月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ホープ 福岡市中央区薬院一丁目一四番五号
- 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
三千七百八十三万三千二百八十二円
- 七 入札公告日

令和元年九月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(一九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社フラワーチェーン・タナカ	—

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成二十九年九月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ヘイワ薬局	—

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

平成三十年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ新田店

所在地 防府市大字新田一〇四七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男	平尾 健一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社

四 届出年月日

五 令和元年十一月七日
変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ防府店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
式会社 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社フロリストタナカ	防府市大字西浦三二四七	防府市大字西浦三二七八の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中 昭夫	田中 意嗣	

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年五月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ防府店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号
式会社 平尾 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	加栗 章男	平尾 健一	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社		

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

(一九三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ吉敷店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
	有限会社フラワータナカ		

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中恵美子

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
平成二十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ吉敷店
所在地 山口市大字吉敷二五七五の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	富永 幸朗		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	上野山孝誠		
大規模小売店舗の名称	株式会社岩崎宏健堂		

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ吉敷店
所在地 山口市大字吉敷二五七五の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	加栗 章男		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	平尾 健一		
大規模小売店舗の名称	マックスバリュ西日本株式会社		

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社タツミヤ		

四 届出年月日
令和元年十一月七日
五 変更年月日
平成二十八年八月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目四番一〇号	東京都中央区新川一丁目二三番五号	

- 四 届出年月日
令和元年十一月七日
- 五 変更年月日
平成二十八年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社キタムラ		

- 四 届出年月日
令和元年十一月七日
- 五 変更年月日
平成二十八年九月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
有限会社ハート薬局		

- 四 届出年月日
令和元年十一月七日
- 五 変更年月日
平成二十八年九月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
株式会社不二家	櫻井 康文	河村 宣行

- 四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成三十一年三月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 日本トイザらス株式会社	変更後 モニカ・メルツ	変更後 アンドレ・アーチー・ジェイブス
--------------------------------------	---	----------------	------------------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
平成三十一年四月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ジーフット	変更後 堀江 泰文	変更後 木下 尚久
--------------------------------------	---	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 平尾 健一
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会	変更後 加栗 章男	変更後 平尾 健一
--	---	--------------	--------------

四 届出年月日
令和元年十一月七日

五 変更年月日
令和元年九月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ小郡店
所在地 山口市小郡下郷七六三の二

二 届出者の氏名及び住所
氏 名 住 所

田中 康人 山口市小郡下郷九八六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加栗 章男	平尾 健一
社名	マックスバリュ西日本株式会社	

四 届出年月日

令和元年十一月七日

五 変更年月日

令和元年九月十日

(一九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年十二月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字風呂ノ上及び字是光

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字波野二二〇六番地五

株式会社オカケン



金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず類回収業に関する条例施行規則(昭和三十二年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二 条例第四条第一項第四号に該当しないことを誓約する書面

第三条第四号中「又は成年被後見人」及び「、登記事項証明書」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

(心身の故障により回収業の業務を適正に実施することができない者)

第三条の二 条例第四条第一項第四号の公安委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により回収業の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記第一号様式の添付書類2を次のように改める。

2 ※別記第4号様式1添付書類4中「成年被後見人」を削除する書面

別記第一号様式の添付書類4中「又は成年被後見人」及び「、登記事項証明書」を削る。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

令和元年十二月十三日印刷
令和元年十二月十三日発行

発行人 山口県知事